

介護保険制度を利用して住宅改修工事ができます。

最善な住宅改修工事を行うには、ご利用者様の心身の状態や生活環境を十分に把握し、一人ひとりに合わせたプランの作成が必要になります。生活される中で困っておられる動作や移動時、段差などの危険箇所の解消を行い安全で無理のない日常生活が過ごせるように支援することを目標としております。

○介護保険が適用される住宅改修工事とは

住宅改修費の利用限度額は20万円まで（税込み）で償還払いか受領委任払いになります

※20万円までの範囲内であれば複数回に分けて行った場合でも保険給付を受けることが可能ですが20万円を超えた部分の差額は全額自己負担となります。

○住宅改修の申し込み方法

- 1・担当ケアマネージャーに相談し、施工業者と連携して改修内容の話し合いをして見積書を確認します。
- 2・施工内容が確定したら保険者（市区町村）に住宅改修工事事前申請書を提出し審査をうけます。
- 3・保険者（市区町村）より承認、不承認の通知が届きます。
- 4・保険者から承認通知の確認が取れたのち施工着手となります。
- 5・工事完了後、完了届け等の給付費申請を行います。
- 6・保険者が住宅改修費支給を必要と認めた場合、利用限度額の9割（8割）が指定口座に振り込まれます。

申請手続と事後申請まで弊社住環境コーディネーターが代行致します。

○支給対象となる工事

- (1) 床滑りの防止、及び移動の円滑化のための床材の変更
- (2) 手すりの取り付け
- (3) 段差を改善する工事
- (4) 引戸などへの扉の取り換え
- (5) 和式便器から洋式便器取り替え
- (6) (1)～(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

○施工例



福祉用具レンタル・販売・住宅改修

有限会社 雄峯

福祉用具こころ

〒662-0856

西宮市城ヶ堀町 2-19 十々ハビル1F

TEL 0798-39-1066

FAX 0798-39-1067

